

三沢市長 殿

令和6年度あおり移住支援事業における三沢市移住支援金交付申請書

令和6年度あおり移住支援事業における三沢市移住支援金交付要綱第5条及び三沢市補助金等の交付に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		西暦	年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

世帯区分	単身世帯 ・ 2人以上の世帯	※同時に移住した家族の人数	人
		※上記のうち18歳未満の者	人
支援金の種類	就業 ・ 専門人材 ・ テレワーク ・ 起業		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する ・ B. 誓約しない
次頁「あおり移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する ・ B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、三沢市に居住し、かつ、就業・起業する意思について	A. 意思がある ・ B. 意思がない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない B. 3親等以内の親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 三沢市への移住の意思について	A. 自己の意思である B. 所属からの命令である

※各種確認事項のBに○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 移住支援金の支給要件及び居住状況等を確認するため、三沢市が住民基本台帳等の公簿等を閲覧することに同意します。
- 2 あおもり移住支援事業に関する報告及び立入調査について、青森県及び三沢市から求められた場合には、それに応じます。
- 3 以下の場合には、令和6年度あおもり移住支援事業における三沢市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に三沢市から青森県外に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から3年未満に三沢市から青森県内他市町村へ転出し、その後青森県外に転出した場合：全額
 - (4) (就職の場合のみ) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (5) あおもり移住起業支援事業費補助金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (6) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に三沢市から青森県外に転出した場合：半額
 - (7) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に三沢市から県内他市町村へ転出し、その後青森県外に転出した場合：半額